

米子市建設工事等入札・契約審議会会議録（平成23年度第1回）

日時 平成23年9月26日(月) 午後2時
場所 米子市役所本庁舎402会議室
出席者 委員 松原雄平(会長) 牧田幸人 竹下靖彦 西村正男
前田美智子 中村富士子 田原麻里
事務局 亀井総務部長 入札契約課 奥谷課長 宮松係長
工事所管課 水道局 土木課 農林課 計画整備課 施設課 環境事業課
建築住宅課 維持管理課

議題 (1) 平成22年度下半期の発注状況についての報告
(2) 平成22年度下半期の入札契約の運用状況について審議

議事内容

[午後2時開始] 亀井総務部長が開会挨拶

松原会長 では、これより審議会を始めます。議事については、日程に従い進行しますが、前回審議会の宿題となっていた公契約条例のことについて野田市の視察報告を事務局からしてください。

事務局 では、野田市への視察報告を行います。平成22年11月12日に入札契約課奥谷が行きました。

野田市における公契約条例の適用対象等については、資料に掲載しているところですが説明いたします。

(主な説明内容 公契約条例対象は1億円以上の工事、清掃・機械保守等1千万円以上の業務委託。最低賃金基準は、工事は設計労務単価の8割、業務委託については野田市の18歳現業職員初任給額。平成22年度条例施行等)

この野田市の公契約条例は、労働者賃金が引き下げられ続けられ、社会問題化する中、それに歯止めをかけようとする目的で、全国で初めて制定されたという点では意義深いものと考えております。

その上で、米子市としてこの公契約条例の制定についてどのような課題があるかですが、次のような点があると考えております。

それは、第一に、一自治体の業務として、これがなじむかであります。野田市も制定目的として、本来はこのようなことは国が法令改正して対応すべきものであるが、何の動きも見せないため、自治体側から一石を投じたものとしております。

次に、実務上、一自治体としての業務量が多大であることです。これは契約先に給与実態調査等をしたる必要がありますが、野田市としても、本来は全ての契約を対象とするべきだが、一自治体としての実務として困難であり、対象は限定し、1名増員で対応しました。今、米子市だけではなく全国でそうですが、公務員数削減の行革をしており、現実的には職員増というのは大きな課題となります。

次に、肝心の賃金引き上げの効果についてであります。限定的なものではないかという点であります。これは、この公契約条例ではあくまでも契約物件に従事している社員の賃金が対象となるだけで、契約した会社全体の賃金引き上げにまでは結びつく保証はありません。やはり、全体としての効果を図るためには公契約法を制定するのが本来の形と考えます。

次に、賃金モデルをいくらにすべきかという政策判断が一自治体としては困難ではないかということです。これは最低賃金法に基づく最低賃金を決定するにおいて、国は実態調査等を踏まえ作業をしておりますが、それを各自治体がそれぞれに適正に判断するためには多大な作業と慎重な検討が必要となると考えます。

次に、契約先企業の賃金体系との関係でも課題があると考えております。これは、公契約条例はその自治体での契約案件に従事した者にしか効力がないわけで、それを各自治体がバラバラで賃金水準を制定した場合、米子市の建物清掃業務に従事すれば〇円なのに、近隣の役場に従事している人は△円というように同じ会社内で賃金格差を生み出す可能性があるものです。この点においても、本来は条例としてでなく法律として制定すべきものではないかと考えます。

以上のような課題があることから、この公契約条例については、現在、米子市としては、全国市長会などを通じて公契約法制定の要望は出しておりますが、単独で制定する予定はありません。

松原会長

今の報告について、ご質問のある方はおられますか。ところで、資料にある平成23年度改正予定で、清掃業務は1000万円以下にも範囲を広げるということはどのようなことか？

事務局

野田市では清掃業務委託契約での実態で、低賃金化が深刻であるとして金額に拘らず対象を広げる必要があるとして範囲を広げたものです。

中村委員

野田市の場合、工事での賃金は標準労務単価の8割ということだが、10割にした方がすっきりするのでは？

事務局

野田市でも当初10割という案もあったと聞いているが、その標準労務単価は、色々な年代の賃金サンプルから算出された平均的なものという性格があることから、各社の年齢構成等が個別では違うという実態に考慮して初めとしては8割にしたと聞いている。なお、平成23年度に公契約条例を施行する川崎市の場合は、工事では標準労務単価の10割に賃金モデルを設定しました。

牧田委員

この公契約条例制定の全国的な動きはどうなっているのか？また全国市長会等が国に公契約法制定の要望を出しているということだが、国はどのように対応しているのか？

事務局

川崎市が平成23年度から施行することになっている。それ以外では国分寺市で制定に向けての動きがあると聞いているが、全国から多数の視察があったが、それ以外の自治体としては制定するという動きは聞いていない。

竹下委員

なお、国の動きであるが、現在、具体的な動きはない。国の動きとしてはそもそもILO条約に批准していない現状もある。国が動かない中で、この賃金が引き下げられている状況では、きちんと研究していくべきものではないかと考える。

事務局

賃金引下げが社会問題化していることもあり、公契約については今後も関心は持っていきたいと思っている。また、この公契約条例だけではなく、最低賃金法違反など現行の法律での違反行為があれば、適切に対応していきたい。

竹下委員

このところ最低制限価格の引上げがされているが、労務単価の引上げに結びつかないと意味がないと考えているので、今後もきちんと研究してほしい。

松原会長

続いて、入札状況の審議に入ります。始めに概況について事務局から報告してください。

事務局

22年度下半期の平均落札率については、89.5パーセントで、これは上半期とほぼ同じ水準のものです。なお、この下半期においては最低制限価格ラインは、約85パーセント程度あったが、今年度はそのラインを90パーセント程度までに引き上げたので、次回審議会での提出時データは、もっと高い落札率になると考えてます。

松原会長

では、続いて入札案件の審議に入ります。どなたからでも結構です。ご質問ください。

竹下委員

No.12の「内浜処理場No.2汚水ポンプインバータ盤改築工事」とNo.14の「皆生処理場No.2汚水ポンプ補修工事」はいずれも下水道部のものだが、入札参加者が1社しかない状況であるが、これで競争性があると言えるのか。

事務局

この2件の工事については、それぞれ既設設備との関係で他のメーカーが参入しにくい案件であった。例えば、No.12については、他のメーカーでも仕様を満たしていれば参加は理論上可能だが、既設部分は東芝製で、制御機能とかの関係で他メーカーでは東芝に技術指導料支払い等の経費上が嵩む等の問題があり参加がしにくい事情がある。また、No.14については、もともとのポンプが今回の落札者のメーカーのものであり、その一部分の補修であることから他メーカーが部品調達等の関係で参加がやはりしにくいケースであった。

竹下委員

このような事情がある場合、過去の例としては入札ではなく1社随契としていたが、近年、市の方針としては安易な随契は避けるようにしており、本当に1社しかないのか、ひとまず入札案件として募集してみることにしている。その結果1社しか入札参加者がなくても、有効な入札として取り扱っている。

しかし、入札募集時の発注表には、確かにNo.14ではメーカー名が記載されているが、No.12には既設分が東芝製品であると記載されていないが、参加者はそのような事情も分かるのか。

事務局 確かに、発注表の工事概要欄には記載内容についてばらつきが出ている。しかし、この工事概要はあくまでも設計書の抜書き的なもので、閲覧者がいちいち設計図書を見なくても工事案件を理解してもらえるように便宜的に記載しているもので、詳細についてはホームページに掲載している設計図書か又は販売している図面で確認できるようになっている。

松原会長
事務局
施設課 発注表の記載内容は、できるだけ統一性を持たせた方が良いと考える。了解しました。

中村委員
施設課 概要欄の記載内容の違いについて補足説明をいたします。No.1 2については東芝との制御機能との整合性の問題はあるが、性能さえ仕様を満たしていたら東芝製にこだわらないという意味で性能指定としたため東芝のことは記載していない。それに対してNo.1 4については、ポンプの一部補修で交換部品調達等の関係があり、どのメーカー製のものか明示する必要があったため記載したものです。

田原委員 今の話からすると一番初めにその機械設備を設置したメーカーが以後の補修工事入札では優位になるということか。

竹下委員 クリーンセンター等プラント関係では明確にそうになっている。初めの施工メーカーが技術関係で以後の補修工事では1社随契となっているのがほとんどである。

事務局 今お話があったように機械設備の関係については、初めに設置したメーカーが優位になり、補修工事では他メーカーが参入しにくい現状は確かにある。そのため、今回は一部補修であったが、これが全部更新のような事例であれば複数のメーカーがなんとしても落札しようという激しい価格競争をするケースが多い。

松原会長
事務局 しかし、1社での入札では適正な落札金額と言えるのか。米子市の場合、入札書の提出については郵便入札としている。入札会場で自分1社しかいないと分かったのなら高い入札金額を出す恐れもあるが、郵便入札では入札発送時点では何社参加するかは参加者は誰も分からない状況であり、入札金額としてはライバルがいるという前提で出したもので、競争性が確保された金額と理解している。

松原会長
事務局 他の案件でご質問はありますか。ところで総合評価方式入札について制度の説明をしてもらいたい。

松原会長
事務局 総合評価方式入札とは、単に価格競争だけで落札者を決定するのではなく、公共工事の品質確保のため技術力も評価して落札者を決定する方法である。米子市の場合、価格：技術力を7：3の割合とし、その技術力評価の方法としては、米子市での過去の工事での工事成績を見ることにしており、さらに会社工事成績と配置予定技術者工事成績を6：4の割合で採点評価している。

松原会長
事務局 このことにより、総合評価方式入札では単に安ければいいというものではないことになっている。なお、この入札方式は2500万円以上の土木工事のみに実施している。

松原会長
事務局 工事施工実績のない会社の場合の点数はどうなるのか。その場合は、土木A級業者の平均点を基礎点として付与している。ちなみに平成22年度は81点、23年度は82点である。

竹下委員
事務局 では、2500万円未満の土木工事は価格競争入札か。そのとおりである。

中村委員
事務局 総合評価方式でなにか変わったのか。まず落札金額面についてであるが、価格競争が続いている状況に変化はなく失格基準価格、これは最低制限価格と同じ意味を持つものだが、このラインに入札金額が各社集中している状況である。

事務局 したがって価格面が同じであれば落札決定は過去の工事成績次第ということになり、工事成績の高い業者が落札する結果となっている。

事務局 しかし、この工事成績については業者間で格差があり、落札実績として工事成績の高い一部の業者に偏ってしまっており、工事成績の低い業者は入札参加しても、どうせ落札できないことが分かっているからと入札参加意欲が低下し入札参加者数が減少してしまっている。

この工事成績の高い一部の業者に偏る傾向は顕著で、土木A級の26社中落札したのは7、8社で、しかもその内の3、4社が複数件落札するという状況であること、そして工事成績の低い業者としては高い工事成績を取りたいと思っても受注できなければそれもできないという弊害が生じている。

このように一部の業者に受注が偏ったままでは建設業界全体の疲弊が進み、地元経済での雇用の場の喪失、そして先般の大雪のときのような自然災害時への対応が不十分となる懸念があるものです。

竹下委員

入札参加者の審査資料で、審査点数欄に点数が記入されているものと空欄のままのものとが見受けられるがなぜか。

事務局

工事希望型指名競争入札においては、入札参加希望者が基準数以上の多数の場合、申込者の2割に相当する数の業者を指名しない2割非指名制度を適用している。

これは、希望者多数の場合は、入札としての競争性が確保されていることから、この多数の中からまだ指名をされていない者、まだ受注をしたことがない者、工事成績が良かった者等を優先的に入札に参加させようという趣旨のものである。

今、ご質問いただいた審査点が入っているのは、そのような入札参加希望者が多数であったため2割非指名制度を適用する際の審査のためのものである。それに対して点数が入っていない入札案件は入札参加希望者が基準数以下のため入札としての競争性を確保するため希望者全員を指名するもので審査する必要がなかったものである。

竹下委員

では審査点数が入っていない入札のものは、希望者全員が指名されたということの良いか。

事務局

そのとおりです。

竹下委員

では、No.89の「市道富益崎津3号線防護柵設置工事」は16社もいるのに全員が入札に参加している事例もあるがなぜか。

事務局

この工事の工種は交通安全施設に係るもので前年度の入札実績として5件に満たないめったに発注されない工種であったためである。

2割非指名制度は、前年度に5件以上発注された工種に適用し、それより少ない場合には適用していない。これは件数がない工種では、非指名になった者が次の入札で参加したいと思っても、参加の機会自体がない恐れがあるため、できるだけ受注の機会を広く確保する必要があると考えているための措置です。

竹下委員

次に、このNo.89の入札結果をくわしく見ていくと16社中9社が同一価格を提出しているが、このことをどう思うか。

事務局

この金額は、最低制限価格と同額のもので、この金額では採算としては苦しいものであるが、受注をしたいという各社の思惑の中、提示されたものと考えます。

竹下委員

しかし、各社は同額でありながら、提出された工事内訳書を見ると、各社ばらばらの内容になっている。積算根拠は違うのに、結論の金額だけが同一というのは不自然ではないか。まるで結論の価格ありきという感じだ。

事務局

この最低制限価格と同額の入札金額ありきではないかというご意見については、そのとおりであると考えている。本来であれば、ご指摘のように下の方から必要経費を積み上げて入札金額を算出すべきものと考えているが、現実問題として、それでは入札としての価格競争に勝つことができず、失格にならないぎりぎりの金額である最低制限価格と同額を提示せざるを得ない現状がある。そして、工事費内訳書は、その入札金額に合うように、どの経費を調整するかということ各社に相違が出ているものと考えている。

竹下委員

最低制限価格ラインで右往左往するということは分かる。しかし、これだけ同額を出してくるのは市民感覚として不思議である。最低制限価格が漏れているのではないかと感じてしまうこともあるのでは。

事務局

この最低制限価格ラインを探りあてるには、予定価格と積算ソフトがあれば可能なものである。土木工事の場合、経費率が公表されているので、事前公表されている予定価格を基に逆算して積算内容を推計し、その上で、これも公表されている最低制限価格算出式に当てはめれば出てくると聞いている。

もっとも、案件によっては、経費率が掛かるものと掛からないものが混在している案件もあり、このような場合には最低制限価格ラインを読み間違えて失格者が多数出るときもある。

竹下委員 しつこいようで悪いが、工事費内訳書の内容を見ると各社で相当な違いがある。一般管理費とかでも倍半分以上の違いがある会社もある。同じ工事に対してここまで相違するものなのか。

事務局 なぜそのような金額を内訳として計上したのかまでは調査していないので分からないというのが本当のところである。しかし、さきほども言ったとおり、まず最低制限価格ラインありきという中で、各社が調整した結果と考えている。

松原会長 さきほどの公契約条例とも関係するが、この工事費内訳で直接工事費の中で人件費がどのようになっているか分かるようにリンクしているのか。

事務局 残念ながら、直接工事費と人件費の関係はリンクして明らかになるようになっていない。直接工事費の中には人件費も含まれるが材料費等も含まれるので直接工事費としてのみ記載させていることから把握はできない。もっとも総枠としての直接工事費が抑えられている場合、それは人件費も抑えられている可能性が高いと言える。

なお、この人件費について補足説明をさせてもらうと、よく落札率が高いとか低いとかが問題になるが、一昔前の落札率90パーセントと今の90パーセントはまるで違う意味のものと考えている。これは、労務単価は市場調査の上で設定されるものだが、激しい受注競争で最低制限価格ラインでの勝負の結果、落札者として人件費を圧縮せざるを得ず低賃金となる。この低賃金がまた市場調査され、新たな労務単価は前より低い金額となる。それを基に作成された予定価格が、さらに最低制限価格ラインの勝負となっている。いわば悪循環して人件費の切り下げが進んでいると言え、これ以上の低価格は工事の品質の悪化を招く恐れがあるという段階まで来ていると考えられ、国として最低制限価格ラインの引上げを検討したものである。

竹下委員 さきほどのNo.89では最低制限価格ラインに多数の者が同一価格で並んでいるが、No.141の「市営五千石住宅既設建物除却工事」では13社中9社までもが最低制限価格を下回り失格となっている。この相違をどのように考えるのか

事務局 No.89については土木系工事で、No.141は建築系工事に分けられものである。

土木系工事について県でも経費率とか標準単価などが公表されていて積算内容が分析しやすい背景があり最低制限価格も推測しやすいものである。

それに対して、建築系工事は、県も土木工事と違う部の営繕課が主に所管しているが、こちらは経費率等で公表されていないデータが多く、したがって最低制限価格ラインが推測困難な背景があるためと考えている。そのため、建築系工事では激しい受注競争下では失格覚悟で応札してきているのでは。

田原委員 建築系工事はなぜ経費率とかをオープンしないのか、理由は？ またそもそもオープンした方がいいのか？、しない方がいいのか？

事務局 このことについては、長年、県に準じてやってきたもので、土木系はオープン、建築系はオープンにしていない部分が多いということだけで、なぜそうなのかは確認していない。申し訳ありませんが、即答できる用意がありません。

田原委員 オープンにしない方が、各社が独自に積算積み上げをし、ひいては最低制限価格ラインに張り付かず競争性が出てくるのではないかと。

事務局 さきほども申し上げましたが、これらは長年の間、県に準じてやってきたものですぐに変更どうのこうのとは難しいものがあります。

なお、ご質問に対する答えではありませんが、最低制限価格ラインに張り付かせない工夫としては、経費率の非オープン化ということではなく国が言っているのは予定価格の事前公表を止め入札後に公表するようにということがあります。これは予定価格が分からないと逆算も困難となるためです。

しかし、この国の指導に対しては、全国の多くの自治体としてはまだ事前公表のままです。これは、事前公表としたのが官製談合とか予定価格漏洩事件とか予定価格に絡む不祥事が多発したとき入札としての透明性を確保しようとしたのが目的であったことから来ています。

また、米子市に限っての理由を申し上げますと、米子市では郵便入札方式としていますが、予定価格を事前公表していないと1回の入札で落札できない可能性があり、その場合、2回目の入札書郵送について時間がかかり円滑に入札が執行できないという事務上の問題もあり、予定価格は事前公表のままとしております。

松原会長 他にご質問はありませんか。

中村委員 No.196の「準用河川塩川改良工事」は結果として2社だけでの入札となったが、入札参加希望を出しながら入札辞退したのが3社もあり、その理由は？

事務局 この事について辞退した3社に電話してみたが、各社とも1年近く前のことで覚えていないとのことで、理由は不明です。

中村委員 No.181の「準用河川堀川改良工事(2工区)」は2000万円以上のものだが、入札参加者が2社しかいないのはなぜか？

事務局 この工事は橋を架けるもので、プレストコンクリート工事と言われるもので特殊なものである。この工事が施工できる市内本店業者はおらず市内支店が1社ある程度である。登録業者としては近隣の松江とか鳥取市とかに数社あり後は大阪とか遠距離のものである。そのため、この工種については、これまでもその比較的近隣の支店がある2、3社程度での入札参加者しかないのが通例となっている。

松原会長 水道局所管のNo.水G2の「中央・南部配水池建設に伴う基本設計委託業務」とNo.水G3の「中央・南部配水池建設に伴う送水管・水管橋基本設計委託業務」については、両方ともプロポーザル方式で契約先を決定しているが、どのような審査方法をとったのか？

水道局 審査項目のついた資料を配布しますので、それに基づき説明いたします。審査委員としては、水道事業管理者の外に、水道局職員4名、外部委員4名の計9名でした。

松原会長 審査項目としては、コスト、技術提案内容、提案者の業務経歴、技術職員の経験等であります。

水道局 その上で、点数の高かった2社に対して、さらに詳細に比較するため追加資料を提出してもらい落札者を決定しました。

松原会長 1次審査と2次審査をしたということか？その結果、1次審査で2位だったものが2次審査では1位になったということか？

水道局 そのとおりです。

松原会長 評価項目のウェイトが大きいのはコスト面か技術面か？

水道局 換算ウェイトは資料にあるとおりですが、技術面の方を相当重視しました。特に新しい技術提案とかを評価しました。

竹下委員 次に、下水道部所管のNo.G3の「中央ポンプ場ほか長寿命化計画機械・電気設備策定設計委託」についてであるが、これは9社中3社が最低制限価格を下回り失格しているが、落札したのも68パーセントである。設計の場合は低くても良いのか？

事務局 設計業務については、以前は最低制限価格を入れておらず、落札率が40パーセント台のものも出ていた。しかし、この状況では業務の品質確保に問題があるとして、平成22年度から最低制限価格を適用しはじめた。その際の最低制限価格算出式は、国のモデル案と同じもので、これがだいたい68～72パーセント程度のラインとなるものであったため、このような結果となった。

竹下委員 次に、No.G10の「尚徳中学校耐震補強等設計業務委託」では、入札は3回までいっても予定価格に全員達せず不調に終わっている。さきほどのNo.89の「市道富益崎津3号線防護柵設置工事」のように全員が高い受注意欲があるのなら、このようなことにならないのではないか。

事務局 このようなことになった原因としては、No.89は工事入札で予定価格を公表しているのに対して、No.G10は設計業務入札で、予定価格は事前公表をしていないことがあると思う。予定価格を公表していなことから、そのラインが分からず不調になることがある。

竹下委員 このNo.G10では、3回入札をしたが、3回とも同一業者が最低金額を提示している。最近ではこんな例は少なくなってきたと思っていたが、このような場合、談合していて落札本命者が決まっていて、他の者はお付き合いということが多いが、これをどう思うか？

事務局 このことについての感想ということだが、談合があったのか無かったのかについて、内部告発等の確証が今の段階でないことから、コメントは差し控えさせていただきます。

田原委員 過去の全国の談合事例では、ご指摘のように、談合がされていた場合、このような現象が出てきていることは了解している。

田原委員 次に、No.65の商工課所管「御崎川改修工事」では、6社中4社が最低制限価格を下回り失格して、その次の金額提示者が落札している。最低制限価格ラインを引かなくてもいいのではないのか。この競争結果による価格も適正な価格と言えるのではないか。

事務局 最低制限価格ラインは、国も適正な受注金額とは言えないギリギリのラインとしている。もともと予定価格は市場調査に基づく標準積算単価とか適正利潤率とかで組み立てられている。このラインを下回る場合は、激しい価格競争によるもので、工事の品質確保が困難な価格ラインということで位置づけている。

竹下委員 ところで、そろそろ2割非指名制度のように入札参加者を制限するのを止めてはどうか。一般競争入札として、参加希望者を全員参加させて良いのではなか？

事務局 入札の原則としては、一般競争入札であるということは理解している。しかし、この一般競争入札では、過度の競争性で一部の業者だけ受注してしまう恐れがあるものである。

米子市としては、平成17年度から、極めて一般競争入札に近い工事希望型指名競争入札に本格移行したものであるが、その際に課題として、競争性は高まるがそれが過度になれば、ある意味弱肉強食的な状況になり、一部の業者だけが生き残る恐れがあり、建設業界全体の健全な発展のためには、1回も受注できないような業者にも目配りが必要と考え、受注実績や指名実績を考慮する2割非指名制度を導入したものである。

竹下委員 今のは業者寄りの発言ではないか。今の話のような1回も受注したことがない業者には加点などの方法で対応し、入札自体は全員参加させていいのではないか？

松原会長 寡占状態は望ましいことではないが、入札としては多くの人に参加できる方がいいのでは。

事務局 いずれは入札参加希望者全員が参加することになる方向で調整する必要があると考えているが、公共工事としての発注が減少していく中では、建設業界全体の健全発展も考慮せざるを得ず、今すぐには難しいと考えている。

竹下委員 総合評価方式入札も、2500万円より低い金額のものにも範囲を広げていいのではないか。

事務局 今の2500万円以上という範囲は試行という位置づけの中でのものである。将来は見直しもあり得るものです。

松原会長 総合評価方式の評価方法のひとつとして、今、国土交通省中国整備局では近い将来BCP（事業継続計画・・災害時でも事業継続又は早期再開ができるように対応策を立てておく活動）も入れる予定のようである。これを導入した場合にはポイントを与えるようだが、このような例もあり、総合的に評価する方向性はあってもいいと思う。また必要があれば情報を提供したい。

中村委員 随意契約では、落札率がけっこう低いものもあるがなぜか。

事務局 随意契約の場合、最低制限価格を設定していない上に、予定価格を事前公表していないこともあり落札率が低い事例もある。なお、130万円以下の少額随意契約では2社からの見積合わせで金額の低い方と契約するが、その2社の選定は工事所管課長が、過去の実績等を勘案して内申することから、工事の品質が問題となる事例はほとんどない。ただ、確かにあまりに低い落札率はどうかと思うので、今後、問題意識としては持っていきたいと考えます。

松原会長 他にありませんか。では、予定時間もだいぶ過ぎましたので、これで閉会とします。

[午後4時30分終了]